

令和 6 年11月21日

令和 6 年第11回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和 6 年11月21日

令和 6 年第11回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第26号	令和 6 年度守山市一般会計補正予算（第 4 号）のうち教育委員会所管の予算案 に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第27号	令和 6 年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する意見につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議第28号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に関 する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議第29号	守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案に関する意見につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

議第26号 令和6年度守山市一般会計補正予算（第4号）《令和6年12月定例会月会議提案》

1. 歳入歳出予算

歳 入

款22 市債		項 1 市債				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
5 教 育 債	67,300	13,500	80,800	1 小 学 校 債	13,500	2 河西小学校階段昇降機整備事業債 13,500
計 (項)	2,138,300	44,600	2,182,900			

歳 出

款10 教育費		項 1 教育総務費		(単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳			
				特定財源			一般財源	区分				金額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	その他							
3 教育指導費	382,371	952	383,323			1,177	△ 225	27 繰 出 金	952	繰出金 <			

款10 教育費		項 2 小学校費		(単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要			
				特定財源			一般財源	区分			金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	その他							
1 学校管理費	317,280	28,500	345,780		13,500		15,000	14 工事請負費	27,200	工事請負費	2 小学校管理運営費		
								17 備品購入費	1,300	備品購入費		1,300	3 小学校施設維持管理補修費
2 教育振興費	78,903	0	78,903			35	△ 35				1 小学校教育振興事業費		
計 (項)	396,183	28,500	424,683		13,500	35	14,965						

款10 教育費		項 3 中学校費		(単位：千円)									
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要			
				特定財源			一般財源	区分			金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	その他							
1 学校管理費	178,989	3,900	182,889				3,900	14 工事請負費	3,900	工事請負費 3,900	3 中学校施設維持管理補修費 3,900 [一般財源 3,900]		
2 教育振興費	60,254	0	60,254			22	△ 22				1 中学校教育振興事業費 0 [その他 22] [一般財源 △22]		
計 (項)	239,243	3,900	243,143			22	3,878						

款10 教育費		項5 社会教育費		(単位：千円)								
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	事 業 概 要		
				特定財源			一般財源	区分			金額	[] 内は事業額の財源内訳
				国 県 支 出 金	地 方 債	その他						
2 文化振興費	178,192	0	178,192			180	△ 180			6 ルシオール アート キッズ フェスティバル開催事業費 [その他 180] [一般財源 △180] 0		
6 図書館運営費	231,238	0	231,238			188	△ 188			4 図書等整備事業費 [その他 188] [一般財源 △188] 0		
計 (項)	708,816	0	708,816			368	△ 368					

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
小中音楽会バス借上料	887	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
森林環境学習「やまのこ」事業 バス借上料	3,579	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	1,914	限度額の 範囲内
速野小学校長寿命化改良事業	197,000	—	—	令和6年度から 令和8年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
園外保育バス借上料	660	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
小学校体育祭事業バス借上料	561	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
学校給食賄材料費（令和7年4月分）	42,700	—	—	令和6年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	42,700	限度額の 範囲内

議第27号 令和6年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）《令和6年12月定例会議提案》

歳入

款2 繰入金		項1 一般会計繰入金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	8,658	952	9,610	1 一般会計繰入金	952	1 一般会計繰入金 952
計(項)	8,658	952	9,610			

款2 繰入金		項2 育英奨学基金繰入金				(単位：千円)
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 育英奨学基金繰入金	7,200	△ 2,370	4,830	1 育英奨学基金繰入金	△ 2,370	1 育英奨学基金繰入金 △ 2,370
計(項)	7,200	△ 2,370	4,830			

歳 出

款 1 育英事業費

項 1 育英事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	事 業 概 要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 県 支出金	地方債	そ の 他					
1 育英事業費	20,300	△ 1,418	18,882			△ 1,418		20 貸 付 金	△ 4,404	貸付金 △ 4,404	1 育英奨学資金貸付事業費 △ 4,404 [その他 △2,370] [一般財源 △2,034]
								24 積 立 金	2,986	積立金 2,986	2 基金積立金 2,986 [その他 952] [一般財源 2,034]
計 (項)	20,300	△ 1,418	18,882			△ 1,418					

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案（議第28号関係）の説明について

刑法等一部改正法等の施行により、懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること、および関係法令の整備等が行われることに伴い、必要な条例整備を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 制定概要

(1) 次の各条例について、「懲役」・「禁錮(刑)」を「拘禁刑」とする字句修正を行う。(第1章各条(第1条から第4条まで)関係)

ア 守山市情報公開条例

イ 守山市個人情報の保護に関する法律施行条例

ウ 守山市行政不服審査会条例

エ 守山市職員の分限に関する手続および効果に関する条例

オ 守山市職員の給与に関する条例

カ 守山市教育公務員の給与に関する条例

キ 守山市の生活環境を保全する条例

ク 守山市特定旅館建築規制条例

ケ 守山市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例

コ 守山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(2) 上記(1)の条例やその他の条例が適切かつ円滑に機能するように、施行日前後における行為にかかる罰則や人の資格その他の事項について、適用範囲や新旧の刑の読替え・みなし規定等の各種経過措置を定める。(第2章関係)

ア 市の条例全般に適用される経過措置（第1節関係）

(ア) 施行日前にした行為は、従前の例により処罰する。(第5条第1項関係)

(イ) 施行日以降にした行為に対し、「従前の例による」などと規定されているために、現に有効であるが前記1(1)の字句訂正ができない罰則規定を適用する際に、新制度に基づいて処罰できるよう新旧の刑の読替方法を定める。(第5条第2項関係)

(ウ) 新刑法のもとで処罰された者に、人の資格に関する規定のうち、現に有効であるが前記1(1)の字句訂正ができないものについて、新旧の刑の読替（みなし）規定を定める。(第6条関係)

イ 個々の条例に適用される経過措置（第2節関係）

施行日以降の職員および教育公務員の給与条例の一部規定においては、施行日前に旧刑法上の罪で起訴された者を、新刑法上の同等の罪で起訴された者とみなす。

(第7条・第8条関係)

ウ 規則への委任（第3節（第9条）関係）

この条例に定めるもの以外の経過措置については規則で定める。

2 施行期日（付則関係）

令和7年6月1日（刑法等一部改正法等の施行日）

守山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案（議第29号関係）の説明について

雇用保険法、刑法等の改正により、国家公務員退職手当法が一部改正されることに伴い、必要な改正を行おうとするもので、その概要は、次のとおりです。

1 改正概要

(1) 雇用保険法等の一部改正関係

地域延長給付の延長に伴い、令和6年度末までの暫定措置を2年間延長する。（第12条および付則第14項の改正規定関係ならびに付則第2項関係）

(2) 刑法等の一部改正関係

懲役および禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されたことに伴う字句訂正（第15条、第16条、第17条および第19条の改正規定ならびに付則第3項関係）

(3) その他規定の整備（付則第3項および第12項の改正規定関係）

2 施行期日

公布の日。ただし、雇用保険法、刑法等関係については、それぞれ次のとおり。

(1) 雇用保険法関係 令和7年4月1日、

(2) 刑法関係 令和7年6月1日

3 経過措置

(1) 雇用保険法関係

退職職員のうち、施行期日前に職業に就いた者には、従前の制度により就業促進手当に相当する退職手当を支給する。（付則第2項関係）

(2) 刑法関係

施行期日前に旧刑法による禁錮以上の刑が定められている罪で起訴をされた者は、施行期日以降は新刑法による拘禁刑が定められている罪で起訴をされた者とみなす。（付則第3項関係）